

防衛省における  
P B Lに係る公共サービス改革法適用の方向性について

# PBL (Performance Based Logistics)の概要

## PBL(Performance Based Logistics)とは・・・

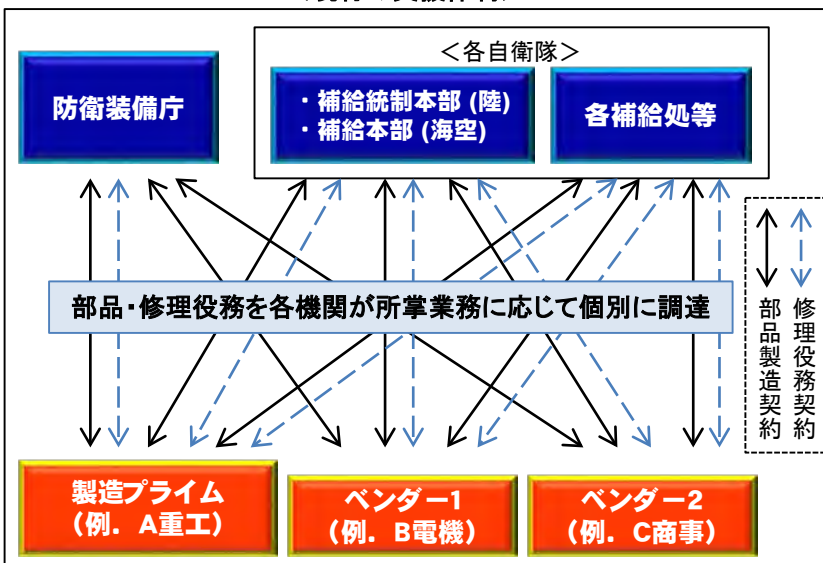
装備品等の補給、維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約または製造請負契約、若しくは修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数や役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果（可動率の維持・向上、修理時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成）に主眼を置いて包括的な業務範囲に対し長期的な契約を結ぶもの

## PBLの適用により

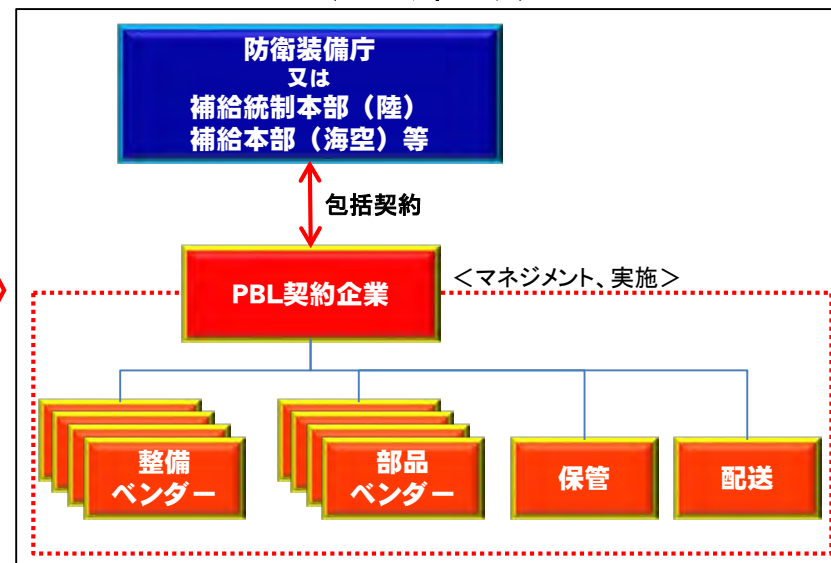
- ✓ 部品取得にかかるリードタイムの短縮化により部品待ちによる中断期間が短縮化、よってトータルの修理期間が短縮され、装備品の可動率が向上
- ✓ 修理期間の短縮により、補用部品在庫量の削減が図られ、長期的な維持・整備経費の低減が実現

## PBL化による維持・整備支援態勢の変化

### <現行の支援体制>



### <PBLのイメージ>



# 防衛装備品

船舶、航空機、車両(戦車、輸送車等)、火器(拳銃等の小火器、砲等)、弾薬(誘導弾、砲弾等)、通信・電子機器等、防衛の用に供する装備

## 防衛装備品の一例

### 船舶



ヘリコプター搭載護衛艦



ミサイル護衛艦(イージス艦)



潜水艦

### 航空機



戦闘機(F-15)



特別輸送ヘリコプター(EC-225LP)



練習ヘリコプター(TH-135)

### 車両



戦車



輸送防護車

### 火器・弾薬



拳銃



空対空誘導弾

## ➤ 公共サービス改革基本方針の別表記載内容（平成27年7月 閣議決定）

「防衛装備品の補給・維持等に関する業務を包括的にアウトソーシングし、その運用の継続性や信頼性に関して官側が目標を設定し、契約会社がこれを達成する契約方式であるP B Lについては、平成24年度から平成28年度までのP B Lパイロット・モデルの履行状況において業務の質の向上及び経費の削減に関する一定の効果は得られたところ。パイロット・モデル実施後に行う総合分析・評価結果、自衛隊における運用の特性等を踏まえ、法に基づく入札を実施する業務について、引き続き、監理委員会と連携しつつ、検討を行う。」

## P B L 既契約案件の状況

- 特別輸送ヘリコプター（E C - 2 2 5 L P）の機体維持等（24年度契約）  
**（P B Lパイロットモデル）**  
契約方式： 一般競争 → 随意契約 （1者応札（製造会社））
- 掃海・輸送ヘリコプター（M C H - 1 0 1）の機体維持等（27年度契約）  
契約方式： 公募 → 随意契約 （1者応募（製造会社））


## P B L 契約による効率性の向上、経費縮減及び質の向上等について

- 【経費縮減】事前のコスト分析(BCA: Business Case Analysis)
  - P B Lの導入に際し、事前にコスト分析を実施し、P B Lを導入した場合の所要経費と従来方式による所要経費を比較・分析し、経費の縮減効果を確認。
- 【質の設定】仕様書作成・契約等
  - コスト分析を仕様書に反映し、適切なパフォーマンスの設定及び効率性・経済性を追求。
  - 包括契約により、調達業務を効率化。
- 【質の検証】履行状況の確認
  - 省内関係者及び契約相手方による定期的なミーティングの実施により、補給・整備に係る履行状況について定量的に把握、分析し、パフォーマンスを確保。

# P B Lパイロット・モデルに係る公共サービス改革法適用の方向性について

## 28年度予算案におけるP B L契約予定案件


- 特別輸送ヘリコプター（E C - 2 2 5 L P）の機体維持等
- 練習ヘリコプター（T H - 1 3 5）の機体維持等
- 戦闘ヘリコプター（A H - 6 4 D）の目標照準装置／操縦用暗視装置の維持整備

- 
- ✓ P B L導入により、部品の所要量算定・調達、修理等役務の調達を個別に官側で実施していた従来の方式と比較し、経費縮減が図られる見込。

## 今後のP B L契約案件の見通しについて

### ◆ 航空機関係の整備事業を対象に検討

受注者である民間企業には専門の施設・整備、技術等が求められる。

- 
- ※ 現時点では、公サ法を適用し競争による経費削減効果等を得られる適当なPBL事業がないことから、更なる検証を実施するなどして事業の対象拡大が必要であり、事業選定のための検討期間を更に延長せざるを得ない。

◆ 今後の方針（平成28年度以降～）については、下記のとおりとしたい。

<方針>

- ◆ 公共サービス改革基本方針の別表における（3）調達関連業務としての事項「**イ 防衛装備品の補給・維持業務**」について、防衛省としては別表から削除することとしたい。
- ◆ 公サ法の適用について、今後、P B Lを本格導入し適用対象を拡大していく中で、公サ法に適合する案件があれば、活用を検討していきたい。